

1. 計画の概要

1.1 計画の趣旨

「^{きばがわ}佐波川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下「本計画」という）は、河川法の3つの目的である、

- 1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減
- 2) 河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるように、河川法第16条の2に基づき、「佐波川水系河川整備基本方針」（平成18年11月）に沿って、概ね30年間で実施する河川整備の目標及び河川工事、維持管理等の内容を定めるものです。

なお、本計画は策定時点の流域における社会経済、自然環境、河道の状況等を前提としており、策定後のこれらの状況の変化や洪水等による災害の発生、事業実施後の河道形状や河川環境のモニタリング結果、新たな知見、技術の進歩等を反映しつつ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（処置・改善）のPDCAサイクルを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

1.2 河川整備の基本理念

本計画では、佐波川の特徴を踏まえ、次の3つの基本理念を柱として、治水、利水、環境に係わる施策を総合的に展開します。

- 基本理念 -

安全・安心な暮らしを守る

過去の水害による被害や地形特性、背後地の状況等を踏まえ、河川整備基本方針で定めた目標に向け、本計画期間内において実現可能な段階的整備と効果的かつ効率的な河川の維持管理を行い、安心して暮らせる安全な佐波川の実現を目指します。

地域に潤いを与え、暮らしを支える

農業用水や都市用水等、既得水利の安定供給と動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生等、流水の正常な機能を維持するために必要な流量を確保するとともに、関係機関との連携により河川の適正な利用を促進し、地域に潤いを与え、暮らしを支えます。

川の流^れが生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぐ

関水^{せきみず}に見られる流域の歴史・文化・風土に深く根ざしている佐波川の現状を踏まえ、佐波川と人々との関わりに配慮しつつ、多様な動植物が生息・生育する佐波川の豊かな河川環境、豊かな自然が織りなす良好な河川景観、清らかな水の流れ、誰もが自由に安心して快適に利用できる河川空間の保全等を図り、住民と連携しながら、佐波川の川の流^れが生み出す良好な環境及び景観を次世代に引き継ぎます。

1.3 河川整備計画の対象区間

本計画において対象とする区間は、下表及び下図に示すとおり、国管理区間である佐波川の河口から上流に向かって27.87km区間と、国が管理する島地川ダム並びにその貯水池6.6km区間とします。

表 1.3.1 計画対象区間

河川名等		上流端	下流端	延長 (km)
佐波川		左岸：山口県山口市徳地堀字土井の内 2356番の1地先 右岸：山口県山口市徳地堀字北野 835番地先	海に至る	27.87
島地川 ダム	島地川	左岸：山口県周南市大字巢山字川尻 1027番地先 右岸：山口県周南市大字巢山字出合 1475番地先	左岸：山口県周南市大字高瀬字下地吉 26番地先 右岸：山口県周南市大字高瀬字石原迫 431番地先	6.60

